⑵　総合評価の方法
①、③　第１号３⑵①、③に同じ
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者（ただし、⑵⑤「現場施工期間の短縮」については入札参加予定者）のうち、下記㋐のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋑の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　技術提案の項目として「現場施工期間の短縮」「維持管理の容易性を踏まえた本体構造の工夫」「施工時の安全性を確保した施工計画」
㋑　施工体制（施工体制評価点）
④　②㋐、㋑の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐の技術提案及び②㋑の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。
⑤　②㋐の「現場施工期間の短縮」については、本工事に伴う現場施工日数短縮に対して加算点を与える。本工事における現場施工日数（設計承諾完了から準備工、本体施工（上部工製作含む）を含めた施工完了までの日数）は、雨天・休日等を見込み425日を最低限の要求要件とし、この日数を超える提案は欠格とする。
加算点は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案された短縮日数が最大の者に20点を与える。それ以外の提案者については、短縮日数に応じて按分して加算点を与える。
ただし、提案された短縮日数の最大が60日に満たない場合は、60日を20点として、短縮日数に応じ按分して加算点を与える。なお、技術提案書における施工計画が不適切な場合は欠格とする。
⑥　②㋐の「維持管理の容易性を踏まえた本体構造の工夫」及び「施工時の安全性を確保した施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、優（20点）、良（10点）、可（２点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
⑶　⑵②㋐の評価基準の詳細は入札説明書による。
⑷　⑵②㋐「現場施工期間の短縮」については、受注者の責により、性能等に係わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、損害賠償請求を行う。この取扱い方法については契約書に記載するものとする。また、併せて当該工事成績評定を５点減ずる。
⑸　⑵②㋐で求めた、「維持管理の容易性を踏まえた本体構造の工夫」、「施工時の安全性を確保した施工計画」については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

４　高度技術提案に関する事項等
⑴　技術提案の改善（技術対話）　技術対話について、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は競争参加者に提案を改善する機会を与える。また、発注者より技術提案が不適切とされたものについても改善の機会を与えるが、それが改善されない場合は競争参加を認めない。
⑵　設計数量の提出　技術提案を実施するために必要となる設計数量として、積算体系に沿った工種、種別、細別及び規格に対応する設計数量を記入した数量総括表及び内訳書の提出を求める。
⑶　技術提案に対する審査内容　技術提案の審査過程で高度な技術的判断を要する場合は、学識経験者等による組織を活用する場合がある。
⑷　見積の提出　３⑵②㋐に掲げる技術提案に対応した設計数量及び見積書を予定価格に反映させるための参考資料として作成し、提出することを求める。
技術提案に対する見積の対象範囲は入札説明書によるものとするが、提出にあたっては、本工事全体について作成するものとする。
⑸　入札及び契約　競争参加者は、技術対話後に改善を行い再提出した技術提案及び価格により入札し、入札時における技術提案の更なる修正・改善は認めないものとする。なお、技術提案と併せて提出された設計数量や必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格のうち純工事費が入札時の内訳と異なる場合は、その理由の説明を求め、物価変動等特別な理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とする。

５　入札手続等
⑴　第１号４⑴に同じ
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成23年８月25日から平成24年２月20日までの日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（平成23年12月29日から平成24年１月３日。以下同じ）を除く毎日、９時00分から17時00分まで。
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を⑴に持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送等による場合は、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成23年８月25日から平成24年２月20日までの日曜日、土曜日、祝日、及び年末年始を除く毎日、９時15分から18時00分までとする。
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
①　技術提案書を除く申請書及び資料の提出期限　平成23年８月25日から平成23年９月26日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成23年８月25日から平成23年９月26日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。
②　技術提案書の提出期限　平成23年８月25日から平成23年11月２日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成23年８月25日から平成23年11月２日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。
③　改善された技術提案書の提出期限　平成23年11月18日から平成23年12月13日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成23年11月18日から平成23年12月13日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。
④　更なる改善された技術提案書の提出期限　平成23年12月19日から平成23年12月26日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成23年12月19日から平成23年12月26日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。
⑷　技術提案に対する設計数量及び見積書の提出期間、場所及び方法
①　技術提案に対する設計数量の提出　平成23年８月25日から平成23年11月２日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成23年８月25日から平成23年11月２日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。
②　改善された技術提案に対する設計数量の提出　平成23年11月18日から平成23年12月13日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成23年11月18日から平成23年12月13日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。